

# 今後の交通社会と学際研究

## 行政法学、地方自治・分権の視点から

斎藤 誠 Makoto SAITO



東京大学大学院法学政治学研究科教授

「10年後の理想の交通社会のデザイン」－法学の立場で、そこに寄与しようとするれば、衆議と専門知識を尽くして、「理想」の中身がある程度見えてきた段階で、やおら、どのような法律・条例がその実現に資するのか、あるいはそれを阻害する現在の法律・条例をどう改めれば良いのかという、「法制度設計論」が、手堅い在り方として考えられる。

しかし、「理想」の中身についても、例えば、「地方分権」「地方自治」や、基本的人権としての「社会権」「自己決定権」等々、法的な前提条件との関係での検討も要請されよう。

以下、その両面において学際研究の持つ意義と、現場との対話の重要性について雑考する。

### 丁寧な「翻訳」の必要性

法学というディシプリンにおいても専門分化は不断に進行し－ヨーロッパでの分化の画期は、「19世紀からの永訣」としての第一次大戦期であった(経済法学、工業所有権法学等々の登場)－各法学分野間の対話にも結構困難な状況がある。同じ言葉を使っている、意味が大きく、あるいは微妙に、異なることも多い(「ソフト・ロー」「違法性・過失」等々)。

法制度設計に向けての、法学と他の専門分野との対話において、ことはより重大でもあり、それぞれの言葉、概念、理論について、相当丁寧に「翻訳」した上で議論を組み立てることがなによりである。そうすることで各分野で自明とされていたことが揺さぶられ、良いデザインも出てくるのではないか。

### 学際研究のアカウンタビリティ

そして、丁寧な「翻訳」は、住民・国民に学際研究の成果を届けるためにも重要だ。筆者は、「グローバル化と行政法」の関係について細々と

研究を続けていることもあって、一昨年、昨年と「国際環境法」「国際経済法」のプロジェクトに呼ばれて話をする機会があった。そこでは話の結びに、以下の喩えを出した。

由緒のある社寺には今でも一切経を取めた「輪蔵」(りんぞう)がある(三井寺の毛利輝元寄進にかかる巨大なものが筆者の印象に残る)。輪蔵は、中国、梁の時代に傳大士の考案したもので、傳は衆生が膨大な仏典の全てを読むことは甚だ難しいので、輪蔵を一回転させると、一切経を読んだのと同じ功德があると説いた(若杉準治「経王堂と大報恩寺」週刊朝日百科『日本の国宝』61号所収を参照)。

学際共同研究が、現代の輪蔵としての機能を発揮することを期待したい。

### 事実の重みと現場の声

あるいは、順番が後先になったかもしれないが、(並行在来線の存続問題であれ、新規国道の建設計画であれ)制度設計に当たっては事実をきちんと踏まえることが肝心であり、未確定な事実としての将来予測データの場合には、その根拠や手法についての批判的検討も欠かせない。「餅は餅屋」として「専門外」との対話を拒むことの問題性は、例を挙げるまでもない。

そして、より確定的な過去・現在の事実を含め、事実に近い位置にあるのは現場であり、現場の声が早期かつ的確に反映される分権的な手続が不可欠である。方向性や具体案が固まってからの、自治体の意見聴取やパブリックコメントでは遅きに失する。

1963年生まれ。専門は、行政法、地方自治法。近業に、『現代地方自治の法的基層』(2012年、有斐閣)、『グローバル化と行政法』機部力他編『行政法の新構想Ⅰ』所収(2011年、有斐閣)等がある。(会員/2010年会員就任)